別表第二第一号中「一万六千九百円」を「八万四千九百円」に、「四千二百円」を「三千百円」に改め、同表第二号中「二万五千円」を「二万八千五百円」に、「九千円」を「一万千九百円」に、「五千円」を「七千八百円」に、「三千四百円」を「四千二百円」に、「五千四百円」を「六千二百円」に、「七千九百円」を「八千八百円」に、「一万七百円」を「一万千三百円」に、「一万四千九百円」を「七千四百円」に、「三万千六百円」を「三万二千六百円」に、「一万千五百円」を「一万三千五百円」に、「八千円」を「九千九百円」に、「七千二百円」を「九千七百円」に、「一万千八百円」を「一万五千六百円」に改め、同表第三号中「七千八百円」を「一万四百円」に、「一万六千二百円」を「一万七千二百円」に改め、同号ロを削り、同表第四号中「五千七百円」を「八千三百円」に、「一万三千四百円」を「一万九千円」に、「四万二千円」を「四万五千九百円」に、「一万七千六百円」を「二万二百円」に、「三万四千五百円」を「三万七千百円」に、「六千三百円」を「六千五百円」に、「一万五千九百円」を「一万六千四百円」に、「一万五千五百円」を「二万八千二百円」に、「二万八千九百円」を「四万五千円」に、「一万三千八百円」を「一万五千四百円」に、「三万四千六百円」を「四万八千九百円」に、「四万六千三百円」を「六万三千七百円」に、「六万三千四百円」を「六万七千二百円」に、「五万四千九百円」を「七万三千四百円」に、「五万千四百円」を「七万五千三百円」に、「七万三千八百円」を「八万三千八百円」に改め、同表第五号中「一万千三百円」を「一万六千六百円」に、「一万八千三百円」を「一万九千八百円」に改め、同表第六号中「五千六百円」を「六千七百円」に、「一万六千二百円」を「一万六千九百円」に改め、同表第七号を削り、同表第八号を同表第七号とし、同表第九号を同表第八号とし、同表第十号中「七万千七百円」を「八万五千七百円」に改め、同号を同表第九号とし、同表第十一号中「六万九千円」を「十三万七千二百円」に改め、同号を同表第十号とし、同表第十二号中「一万千三百円」を「一万千七百円」に、「三千八百五十円」を「三千九百五十円」に改め、同号を同表第十一号とし、同表第十三号中「一万千五百円」を「一万千七百円」に、「三千六百円」を「三千九百円」に改め、同号を同表第十二号とする。

別表第三第一号中「七千百円」を「六千七百円」に、「千六百円」を「五百円」に改め、同表第二号中「三千五十円」を「三千四百円」に、「四千百円」を「四千四百五十円」に改め、同表第三号中「三千五十円」を「三千百円」に改め、同表第四号を次のように改める。

四　体積基準器（基準フラスコ、基準ビュレット、基準湿式ガスメーターのうち計量室における一周期の計量作用により計ることができるガスの体積が二十リットル以下のもの、基準タンク及びガスメーター用基準体積管を除く。）	八千七百円
イ　基準積算体積計	
(1)　基準ガスメーター	
(i)　基準湿式ガスメーター（計量室における一周期の計量作用により計ることができるガスの体積が二十リットル以下のものを除く。）	七千二百円
(ii)　基準湿式ガスメーター以外の基準ガスメーター	
使用最大流量が五百立方メートル毎時以下のもの	九千三百円
使用最大流量が五百立方メートル毎時を超えるもの	二千五百五十円
(2)　基準水道メーター	
(3)　基準燃料油メーター	
口径が四十ミリメートル以下のもの	三千百円
口径が四十ミリメートルを超えるもの	六千七百円
ロ　液体メーター用基準体積管	四千六百五十円

別表第三第五号イ中「一千八百五十円」を「一千五百五十円」に改め、同号ロ中「一千八百五十円」を「一千九百円」に改め、同表第六号中「四千百五十円」を「四千百円」に、「九千二百円」を「九千四百円」に改め、同表第七号を削り、同表第八号を同表第七号とし、同表第九号を同表第八号とし、同表第十号中「一万二百円」を「一万七千百円」に改め、同号を同表第九号とし、同表第十一号中「一千八百五十円」を「一千九百五十円」に改め、同号を同表第十号とし、同表第十二号中「一千八百五十円」を「一千五百五十円」に改め、同号を同表第十一号とし、同表第十三号中「一千八百五十円」を「一千五百五十円」に改め、同号を同表第十二号とする。

附　則

この省令は、平成二十二年六月一日から施行する。

告　示

○総務省告示第二百一号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百二条の二第二項及び電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）第八条第一項の規定に基づき、次のとおり伝搬障害防止区域を指定する。

平成二十二年五月二十一日

総務大臣　原口　一博

1　電気通信業務用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
1	(1)　北海道釧路市北大通10丁目1番 (63.80) (2)　北海道川上郡標茶町字塘路28番地の12 (161.80)	北緯42度59分13秒東経144度23分02秒の地点と北緯43度01分11秒東経144度25分09秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
2	(1)　北海道旭川市２条通10丁目239番地 (174.00) (2)　北海道上川郡東神楽町字東神楽98番１号 (184.00)	北緯43度45分58秒東経142度21分49秒の地点と北緯43度44分41秒東経142度23分29秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
3	(1)　北海道恵庭市本町１番地 (80.30) (2)　北海道夕張郡長沼町字馬追山2193番地１ (104.30)	北緯42度52分56秒東経141度34分31秒の地点と北緯42度58分17秒東経141度43分42秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
4	(1)　北海道苫小牧市新開町２丁目２番８号 (68.60) (2)　北海道苫小牧市表町５丁目19番地８の１ (41.00)	北緯42度39分43秒東経141度39分10秒の地点と北緯42度39分01秒東経141度37分26秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
5	(1)　北海道室蘭市東町１丁目18番６号 (82.40) (2)　北海道登別市緑町１丁目２番地７ (46.70)	北緯42度20分35秒東経141度01分28秒の地点と北緯42度23分07秒東経141度04分35秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
6	(1)　秋田県仙北市角館町岩瀬町10番地 (110.10) (2)　秋田県仙北市角館町上菅沢431の内 (97.60)	北緯39度35分36秒東経140度33分52秒の地点と北緯39度35分34秒東経140度34分02秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
7	(1)　福島県いわき市三和町上三坂字水田255―５ (807.40) (2)　福島県石川郡古殿町大字大久田字松久保158 (643.00)	北緯37度09分11秒東経140度36分40秒の地点と北緯37度05分06秒東経140度35分23秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域